

滋賀県災害派遣福祉チーム チーム員養成研修 行政説明

令和5年6月30日（金）
滋賀県健康福祉政策課

もくじ

1. 災害時の福祉が求められた背景
2. 災害福祉支援ネットワークと
災害派遣福祉チーム
3. しがDWATについて

もくじ

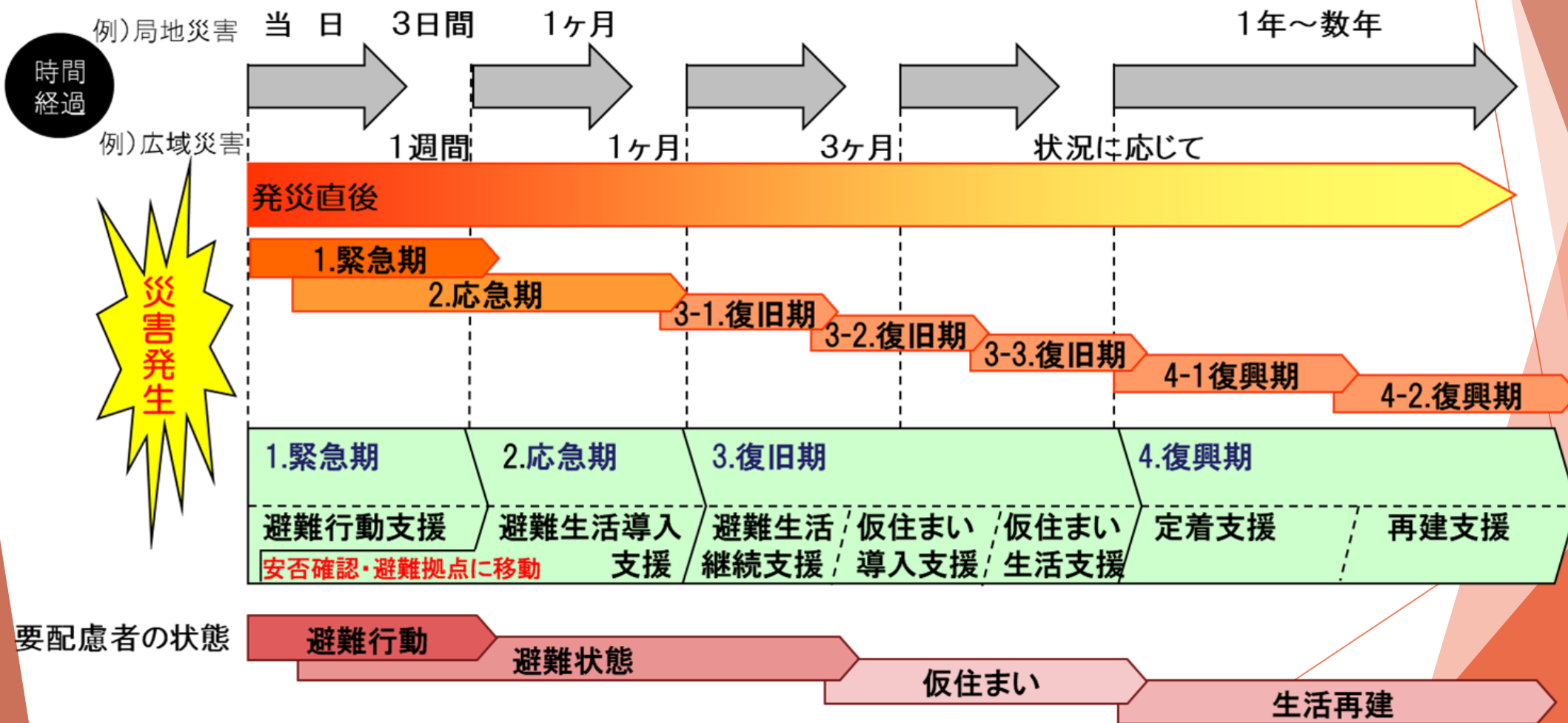
1. 災害時の福祉が求められた背景

2. 災害福祉支援ネットワークと 災害派遣福祉チーム

3. しがDWATについて

1. 災害時の福祉が求められた背景

災害の時系列（フェーズ）を理解する



1. 災害時の福祉が求められた背景

過去の災害で発生したこと

一次被害

災害による直接死の発生

- ・ 特に関心が高齢者・障害者に被害（避難行動の問題）

災害から助かった命

二次被害

災害直後からはじまる避難生活の中で生じる
体調悪化や災害関連死の発生（避難生活の問題）

- ・ 特に関心要配慮者（高齢者や障害者、子ども等）に被害大
- ・ 重度化防止、課題の早期発見と対応が進まないことで
状態が悪化することになる

災害から助かったのに守られない命

生活を支える機能である福祉による支援は、災害時にも重要

1. 災害時の福祉が求められた背景

災害時「要配慮者」とは

災害対策基本法では、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている

→ 高齢者（要介護の者） / 障害者・児 / 乳幼児

・・・等のほか、妊産婦、乳幼児、外国人、疾病者、避難時または避難所で支援が必要となった人

いつ自分がその立場になってもおかしくない。他人事ではない。

【人】 平時に市町村が把握する避難行動要支援者だけではなく、災害によって「誰もが」要配慮者になる可能性がある

【地域】 少子高齢化による人口構成の変化・在宅で暮らす重度の要介護者や障害者の増加・核家族化や地域コミュニティの弱体化

災害による被害は皆にとって同じではない

・ 普段の生活で支援が必要な人はより支援が必要に、支援が不要だった人も新たに支援が必要になる可能性がある

災害の大きさだけで地域への影響をはかることはできない

・ その地域はどのような地域であるかで、災害のインパクトは異なる

1. 災害時の福祉が求められた背景

二次被害の発生防止に向けた一般避難所の充実

- ① 要配慮者の課題の見極めは、災害医療のみでは困難
 - 緊急医療中心のDMATや医療救護班だけでは、介護や障害等の課題把握は困難
 - 介護や障害等の課題には、平時と同様に医療と福祉の連携が必要

② 一般避難所の混乱

- 避難生活をおくる場所・必要な支援についての見極めは難しく、それができる人材も不足

令和3年5月10日の災害対策基本法の改正により、あらかじめ受入対象者を特定し、公示した場合、福祉避難所への直接避難が可能となった。

③ 二次的避難所である福祉避難所の開設は進まず

- 運用方法が定まっていない等から、指定はされていても開設は進まず
- その結果、施設の緊急入所者は増加、被災地域の施設に大きな影響

- 一般避難所の支援体制や環境整備が進まないことで、状態が悪化する人も発生
- 一般避難所の混乱の余波は被災した福祉施設にも及び、事業継続を困難に

一般避難所を機能強化し、受け止められる人々を増やすことが必要

1. 災害時の福祉が求められた背景

2. 災害福祉支援ネットワークと
災害派遣福祉チーム

3. しがDWATについて

2. 災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム

災害福祉支援ネットワークの構築

相次ぐ自然災害の発生、二次被害防止の観点から、厚生労働省は「災害時における福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を发出
都道府県内の災害時の福祉支援体制の構築のため

- ① 都道府県内に災害福祉支援ネットワークを構築
 - 都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体等、市区町村も協力して、官民協働でネットワークを構築する
- ② 一般避難所で福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成
 - 指定避難所のうち、福祉避難所を除く一般的な避難所に避難する災害時要配慮者に福祉支援を行う
 - ・ 地域が持つ多様性から、高齢・障害等の種別に関わらない横断的なチーム組成が必要
 - 要配慮者を中心とした支援・連続した支援を行うべく、保健・医療の他職種と連携して取り組む

都道府県の災害時の福祉支援体制の一つ＝オフィシャルチーム

2. 災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム

災害派遣福祉チームの活動

- ①福祉避難所への誘導
- ②災害時要配慮者へのアセスメント（健康調査、ラウンド）
- ③日常生活上の支援
- ④相談支援（福祉（要配慮者）相談窓口、何でも相談）
- ⑤一般避難所内の環境整備
- ⑥本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告
- ⑦後続のチームへの引継ぎ
- ⑧被災市区町村や避難所管理者との連携
- ⑨他職種との連携
- ⑩被災地域の社会福祉施設等との連携

2. 災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム

二次被害の防止・被災地域の自立を支援する

●被災した人々に対しては、二次被害の防止

→ その人が避難生活を送るのに適切な場所が確保された時点から悪化防止、早期発見・早期対応等、他職種と連携して二次被害の防止に取り組み、生活再建につなげていくことが必要

●被災地域に対しては、被災地域の自立性の尊重

→ 被災地外から応援に入るのは、被災地域が災害で失った支援力をカバーするためであり、復旧に集中するための「リリース」であるゆえに、災害派遣福祉チームの活動には「期限がある」

→ ゆえに、チームの活動当初から自分たちがいなくなっても大丈夫な状態となることを目指した活動を心掛ける

× **自分がやりたい支援・やりすぎの支援は禁物**

災害派遣福祉チームは被災地外から応援に入るチーム
最後は地域資源や中長期の支援活動に支援や情報を引き継ぐ

2. 災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム

災害時の活動のためには平時から体制づくりが重要

被災地外からの支援のプロセス

外部支援の投入開始

外部支援を持続的に投入

外部支援は段階的に撤退・被災地の自立を妨げない



災害はどこで起きるかわからない＝互いに支援しあえる関係が必要

⇒まずは都道府県内でネットワークをつくる必要がある

- ・そして災害時に支援しあえるためには、災害が起きる前＝平時において
- 県内や広域間で同じ仕組みを持ち、互いに支援できるようにする
- 外部からの支援をうまく受けられるよう、受援体制を整え、受援力を高める
- ・・・ことが必要となる

平時においては、チーム員は地域住民・自治体と一緒にあって
自分たちの地域を強くしていくことが重要

- ・ 災害時に備えた福祉支援体制づくりは、社会福祉法人や社会福祉施設、福祉専門職による「地域における公益的な取組」の1つであり、取り組むべきである。
- ・ それだけではなく、自分たちの利用者、仲間、事業所を守る相互支援の仕組みでもある。

1. 災害時の福祉が求められた背景

2. 災害福祉支援ネットワークと
災害派遣福祉チーム

3. しがDWATについて

3. しがDWATについて

▶ 国通知を踏まえて、県内で大規模災害発生した場合に、被害の少ない地域から被災地域を応援できるように、滋賀県版の災害福祉支援体制を構築したい。

- ① 災害派遣福祉チームは県内の社会福祉法人・施設等の職員により編成する。
- ② チームの編成にかかる法人等への依頼・調整や派遣の決定は県が行う。
- ③ 被災地の地域福祉資源との連携や人的派遣について実績を持つ県社会福祉協議会の協力を得て連携して取り組む。

3. しがDWATについて

しがDWATのこれまでの動き

▶ 令和元年度

「災害派遣福祉チーム検討部会」を設けて体制構築に向けて検討。

- ① 滋賀県における災害派遣福祉チームの活動内容と職種構成
- ② 災害派遣福祉チーム派遣の仕組み

→ 派遣決定、依頼の手続、チーム員登録方法 等

➡ 検討結果を「滋賀県災害派遣福祉チーム派遣・編成における骨子」
としてまとめ、『滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱を制定。

4 団体と災害派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結。

- ・ 滋賀県老人福祉施設協議会
- ・ 滋賀県児童成人福祉施設協議会
- ・ 滋賀県保育協議会
- ・ 滋賀県介護サービス事業者協議会

3. しがDWATについて

しがDWATのこれまでの動き

▶ 令和2年度

第1回チーム員養成研修 … 7月3日（金） 受講者 43名

7月4日（土） 受講者 21名

第2回チーム員養成研修 … 11月2日（月） 受講者 26名

11月3日（火） 受講者 19名

第1回フォローアップ研修 … 12月21日（月）

➤ 講師：京都DWAT

第2回フォローアップ研修 … 2月9日（火）

➤ 講師：岩手DWAT
滋賀DPAT

DWAT派遣訓練 … 3月11日（木）

➤ 講師：栗原氏

3. しがDWATについて

しがDWATのこれまでの動き

▶ 令和3年度

2団体と災害派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結。

滋賀県社会福祉士会、滋賀県介護福祉士会

第1回チーム員養成研修 … 7月2日（金） 受講者 32名

7月3日（土） 受講者 29名

第2回チーム員養成研修 … 11月2日（火） 受講者 15名

11月3日（水・祝） 受講者 11名

第1回フォローアップ研修 … 8月19日（木）

➤ 講師：岩手DWAT

第2回フォローアップ研修 … 10月13日（水）

➤ 講師：ぐんまDWAT

DWAT派遣訓練 … 3月11日（金）

➤ 講師：栗原氏、ぐんまDWAT

3. しがDWATについて

しがDWATのこれまでの動き

▶ 令和4年度

3団体と災害派遣福祉チームの派遣に関する協定を締結 (R4.4.28)

滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会、滋賀県介護支援専門員連絡協議会、滋賀県老人保健施設協会

県総合防災訓練への参加 … 10月16日(日)

チーム員養成研修 … 11月13日(日) 受講者 22名

… 1月14日(月) 受講者 25名

フォローアップ研修 … 12月22日(木)

➢ 講師：栗原 氏、長野市保健所長、群馬県社会福祉協議会

リーダー研修 … 1月31日(火)

➢ 講師：栗原 氏、ぐんまDWAT

DWAT派遣訓練 … 3月14日(火)

➢ 講師：栗原 氏

3. しがDWATについて

しがDWATの派遣の流れ・活動内容の説明

—お手元の設置運営要綱をご覧ください—

ご留意いただきたい点

- ▶ 所属施設等の登録情報に変更があった場合においても手続きが必要です。
- ▶ チーム員を辞退されるときは、協定団体および県社協に申し出てください。あわせてチーム員証を県社協へ返却してください。

3. しがDWATについて

今年度の研修等の予定

- ◆ **チーム員養成研修** 令和5年6月30日（金）
（内容）災害時における要配慮者の状況、DWATの機能と実際の支援展開を学ぶ 講義・演習
- ◆ **フォローアップ研修** 令和5年9月13日（水）、9月15日（金）
※チーム員登録者全員を対象に実施
（内容）今後の実践に備えた知識・スキルの向上を図るための講義、意見交換
- ◆ **リーダー研修** 令和5年11月8日（水）
（内容）被災市町村の災害対策本部や多職種・団体等との調整等を行うチームリーダーを養成
具体的な活動や被災者へのアセスメント、環境整備等についての実践報告・演習
- ◆ **DWAT派遣訓練** 令和6年3月中旬

ご清聴ありがとうございました。